

東京都動物愛護管理審議会会議録

1 日 時

平成 24 年 12 月 20 日（木曜日）

開会 午後 2 時 01 分

閉会 午後 3 時 37 分

2 場 所

都庁第一本庁舎北塔 4 2 階 特別会議室 B

3 出席委員（50 音順、敬称略）

	氏 名	所 属 等
◎	林 良博	東京農業大学農学部教授
○	東海林 克彦	東洋大学国際地域学部教授
	有田 芳子	主婦連合会副会長
	内山 晶	公益財団法人日本動物愛護協会事務局長
	加藤 由子	フリーライター、エッセイスト
	木村 幸一郎	東京都動物愛護推進員、東京都鳥獣保護員
	日柳 政彦	公益社団法人日本実験動物協会理事
	くまき 美奈子	都議会議員
	小松 泰史	公益社団法人東京都獣医師会副会長
	崎田 克康	公益社団法人日本愛玩動物協会事務局長
	高木 けい	都議会議員
	星 ひろ子	都議会議員
	水越 美奈	日本獣医生命科学大学獣医学部講師
	山口 千津子	公益社団法人日本動物福祉協会獣医師調査員

◎ 会長 ○ 副会長

4 議 事

- (1) 東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について（中間報告案）
- (2) その他

(午後2時01分 開会)

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 定刻となりましたので、ただ今から第2回東京都動物愛護管理審議会を開会させていただきます。

私は東京都福祉保健局健康安全部環境衛生事業推進担当課長の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入りますまでの間、私が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、定足数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第16条により、委員の過半数の出席によって成立することとなっております。本日の出席ですが、金野委員、永井委員、村松委員から御都合により御欠席の御連絡を承っております。本審議会の委員数は17名でございます。出席者は14名ですので、定足数に達しておりますことを、御報告させていただきます。

それでは、開会にあたり、健康安全部長の中谷よりごあいさつを申し上げます。

○中谷健康安全部長 東京都福祉保健局健康安全部長の中谷でございます。委員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しい中、東京都動物愛護管理審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より東京都の動物愛護管理行政に御理解と御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、本年8月に知事から諮問させていただきました「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方」につきましては、本審議会のもとに設置されました小委員会におきまして、具体的な御審議をいただいていたところでございます。本日は、小委員会におきましてとりまとめられました案をもとに、本審議会の中間報告について御審議をいただければと考えております。

動物愛護管理法改正の概要につきましては、第1回の本審議会で情報提供をさせていただいたところでございますが、御案内のとおり、その後、9月5日に改正法が公布されまして、来年の平成25年9月1日から施行される予定となっております。

都におきましては、法改正に伴う新たな検討課題につきましては、本日御審議いただきます中間報告の内容を踏まえまして、条例改正などの対応も含めて検討してまいりたいと考えてございます。

また、平成19年に策定いたしました東京都動物愛護管理推進計画でございますが、これまでの取組状況を御確認いただきまして、今後の施策の方向性等につきましては、御意見をいただきたいと考えてございます。

今後、国におきまして、政省令等の改正、また、動物愛護管理に係る基本指針の改定が予定されておりますが、これらの動きを踏まえながら、具体的な内容につきまして引き続き御審議をいただきまして、少し先にはなるのですが、そういったスケジュールの関係で、来年の秋頃に本審議会の答申をいただきたいと考えてございます。

本日は限られた時間ではございますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 委員に交代がございましたので、審議に入ります前に御紹介させていただきます。

これまで、委員に御就任いただいております吉野委員及び山田委員から辞任のお申出がございましたので、新たな委員に御就任いただいております。

内山委員でございます。

高木委員でございます。

それでは、これからの進行につきましては、林会長にお願いしたいと思います。

○林会長 はい。それでは議事に入ります。

皆様、お手元の資料を御覧いただきたいと思います。

本日の議題は、「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方（中間報告）について」というこ

とで、本審議会の中間報告でございます。小委員会において中間報告の案をとりまとめておりますので、小委員会の委員長を務めさせていただいた私から、概要を報告させていただきます。

これまでの審議経過については、資料1「東京都動物愛護管理審議会の審議経過」を御覧ください。網掛けは審議会です。第1回は8月30日、そして本日、12月20日、第2回審議会ということになっておりますが、この第1回と第2回の間、合計3回の小委員会を開催いたしました。9月10日、そして10月18日、つい最近3回目11月29日に開催いたしました。

この小委員会では、東京都の動物愛護管理行政の現状や、都内の犬及び猫の飼育実態を参考に、東京都動物愛護管理推進計画に基づく各施策の成果を確認しながら、今後の推進計画の方向性について検討してまいりました。また、国において「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正されましたことから、法改正に伴う新たな課題について検討を行い、東京都の条例改正の必要性について審議を行っております。

小委員会がまとめました中間報告の案は、これまでの審議内容をとりまとめたものでございますが、この中間報告を、来年も引き続き行う審議会の基礎資料とするとともに、行政におかれましては法改正に伴う新たな課題に対する検討材料としていただきたいと思います、このように考えております。

それでは、その内容について、事務局から詳しい説明をいただきます。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 それでは、資料2から御説明させていただきたいと思います。資料2の説明にあたりまして、資料3に推進計画の取組状況に係ります小委員会の審議内容をまとめておりますので、こちらも併せて御説明させていただきたいと思います。

では、資料2 中間報告案を御覧いただきたいと思います。目次を御覧いただきたいと思いますのですが、こちらの中間報告は、第1から第5の構成になっております。

「第1 東京都における動物飼養の現状と社会状況」につきましては、平成23年度に実施しました東京都における犬及び猫の飼育実態調査の結果、それと、今回の動物愛護管理法の改正に関するものを中心に記載しております。犬及び猫の飼育実態調査の概要（平成23年度）につきましては、本日、参考資料1として御用意させていただいております。

「第2 動物愛護管理行政の現状」につきましては、第1回審議会で御説明しました、これまで都が行ってきた動物愛護管理行政の実績を中心に記載させていただいております。

「第3 動物愛護管理推進計画における各施策の取組状況」につきましては、現行の推進計画の五つの課題、20の施策の取組状況をまとめたものを記載させていただいております。

「第4 法改正に伴う新たな検討課題」につきましては、今回の動物愛護管理法の改正への対応、考え方を記載しております。

「第5 今後の審議について」として、今後の方針をまとめております。

それでは、本文を御説明させていただきたいと思います。

では、2ページをお開きください。

第1 東京都における動物飼養の現状と社会状況ということで、1 犬の個体数推計、(1) 犬の登録頭数です。平成23年度の犬の登録頭数は、全国で685万頭、都におきまして約51万頭ということで、前回、答申をいただきました平成18年当時と比べまして、年々増加している状況でございます。

(2) 犬及び猫の飼育実態調査からの犬の個体数推計です。都内で飼養されております動物の頭数ですけれども、狂犬病予防法により登録制度のある犬、また、動物愛護管理法により許可制度のある特定動物を除きまして、行政ではなかなか把握できないという現状でございます。東京都では犬及び猫の飼育実態調査を平成9年度及び平成18年度に実施しており、動物の愛護及び管理に関する行政施策検討の基礎情報としてきました。こちらの調査を、平成23年度も実施しておりまして、その調査によりまして犬の個体数推計は、次のとおりになってございます。

まず、ア 住居形態別の世帯数から見た犬の個体数推計ですが、これは約67万頭になってございま

す。3ページの表1を御覧ください。こちらが推計方法でございます。都内の世帯数を住居の形態により一戸建て、集合住宅、その他と分類しまして、それぞれの分類でどれくらい犬を飼っているのかを出しております。それが〔b〕飼育軒数比率になってございます。飼っている家々で大体何頭くらい飼っているのか、それが〔c〕平均飼育頭数になってございます。各世帯数に飼育軒数比率と平均飼育頭数を掛け合わせまして、都内でどれくらい犬が飼われているかというのを推計しております。その推計値が約67万頭となっております。

イ 登録数から見た犬の個体数推計でございます。今回の飼育実態調査のアンケートにおきまして、犬の登録率を調べましたところ、92%でございました。この登録率と現在の犬の登録数から推計しますと約54万頭となります。

2 猫の個体数推計でございます。住居形態別の世帯数から推計しました猫の個体数は約111万頭になってございます。4ページの図を御覧いただきたいと思っております。図2に過去3回分の調査結果を記載しております。一番下段の棒グラフ3本が平成23年度の調査結果になってございます。その中の一番上の長い棒、これが飼い猫の頭数ということで、都内の飼い猫は約105万頭になってございます。2番目の小さな棒グラフは複数地域における目視での現地調査の結果から外にいる猫の数を推計したものととなります。こちらは合わせて約8万頭になりますが、このうちいわゆる野良猫が約6万頭という推計になってございます。平成18年度の野良猫の頭数が約15万頭でしたので、今回の調査結果で約9万頭、野良猫が減少しているという結果になってございます。

3 狂犬病予防注射接種率についてでございます。平成23年度の狂犬病予防注射の接種率ですが、全国が72.8%、都が74.1%となっております。これは、平成18年度の全国74.0%、都の74.4%と比べますと、全国で1.2ポイント、東京都で0.3ポイント低下してございます。

5ページにまいります。4 動物による危害と苦情でございます。平成23年度の犬のこう傷事故件数は337件、被害者は348人でした。平成18年度以降、件数、被害者数、いずれも大体400前後で推移している状況でございます。また、平成23年度の動物による苦情件数は1万1,917件と、平成18年度の1万9,822件と比べますと、約8,000件減少してはおりますが、いまだ1万件を超えている状況でございます。

5 動物の愛護及び管理に関する法律等の改正でございます。こちらは第1回の審議会で御説明した内容になってございます。こちらへの対応につきましては、「第4 法改正に伴う新たな検討課題」のところを御説明させていただきたいと思っております。

まず、(1)改正の経緯になりますが、国におきましては、平成22年8月、中央環境審議会動物愛護部会の下に、動物愛護管理のあり方検討小委員会を設けまして検討を進めました。そこで、平成23年12月に「動物愛護管理のあり方検討報告書」が取りまとめられております。この報告書を受けまして、政省令の改正が行われておりまして、平成24年6月に施行されております。また、動物愛護管理法が平成24年9月に改正されまして、平成25年9月1日施行予定となっております。

具体的な改正の内容になりますが、まず、(2)政省令等の改正内容としまして、動物取扱業の種別が追加されています。追加されておりますのは、競りあっせん業と譲受飼養業の2業種になってございます。また、犬及び猫の夜間展示が禁止されまして、午後8時から午前8時までの時間帯は犬猫の販売・引渡し及び展示等を禁止するという規制が追加されてございます。

(3)法改正の主な内容です。まず、ア 動物取扱業の適正化ということで、様々な規制が新たに設けられてございます。イ 多頭飼育の適正化です。これは(ウ)のところを御覧いただきたいのですが、「多頭飼育者に対する届出制度について、条例に基づき講ずることができる施策として明記」ということで、今回の動物愛護管理法の改正の中で、多頭飼育者に対する届出制を都道府県等条例で導入することができるというのが、今回、法律の中に盛り込まれてございます。ウ 犬及び猫の引取りです。こちらは(ア)のところを御覧いただきたいのですが、「都道府県等が、犬又は猫の引取りをその所有者か

ら求められた場合に、その引取りを拒否できる事由を明記」ということで、現在、動物愛護管理法の中では、都道府県等が所有者等から犬猫の引取りを求められた場合には、引き取らなければならないという規定になってございます。今回の法改正の中では、その中で引取りを拒否できる理由を明記していくという改正が行われております。続いて、7ページにまいります。エ 災害対応ということで、災害への対応につきまして、推進計画に盛り込む、また、動物愛護推進員の活動として定義していくというのが、今回の法改正の内容になってございます。

第2 動物愛護管理行政の現状でございます。1 動物の捕獲・収容、引取り等についてですが、犬猫等の収容数の総計は、平成23年度3,928頭でありまして、これは平成18年度の9,566頭と比べますと、約60%減少しております。また、平成23年度の所有者及び拾得者からの子猫の引取数はそれぞれ104頭、1,875頭でした。こちらは平成18年度の引取数530頭、4,844頭と比べますと、それぞれ約80%、約60%減少しております。これにつきましては、猫の屋内飼養の普及と飼い主のいない猫対策の推進により、屋外における猫のみだりな繁殖の防止が図られていることが伺えます。

続きまして、8ページを御覧ください。2 動物の返還・譲渡・致死処分についてです。平成23年度に元の飼い主に返還された頭数は、犬が546頭、猫が22頭でした。新しい飼い主への譲渡数は、犬が389頭、猫が398頭、その他1頭でございました。致死処分されずに、元の飼い主または新しい飼い主に引き渡された割合、これは返還・譲渡率という形で表現しておりますが、これにつきましては、犬が79.5%、猫が15.3%でございます。平成18年度は、犬が81.5%、猫が3.1%。これと比べますと、犬は横ばい傾向、猫は12.2ポイント増加しているという状況でございます。

引取数は大幅に減少しておりますが、東京都で引き取った動物のうち、高齢なもの、攻撃的な性格のもの、あるいは重度の負傷、病気などの健康上の問題があるなど、なかなか譲渡に向かないような個体がいるのも事実としてございます。また、飼い主のいない猫が産み落とした子猫で生後間もないものについては、親猫が世話をしなくなった場合などのやむを得ない場合に限り、拾得者からの引取りを行っておりますが、これはなかなか譲渡できるまでに育てていくことは難しい状況にあります。こういうものについては、返還・譲渡に至らず、致死処分になるというのが現状でございます。最近の引き取る動物の傾向としまして、やはり高齢の動物の割合が増えているということがございます。そうしますと、譲渡に向かない犬が増えているということで、犬の返還・譲渡率については5年前から横ばいの状況となっております。

また、平成23年度の致死処分数ですが、2,579頭と、こちらは平成18年度の6,921頭と比べますと、62.7%減少しているという状況でございます。

では、9ページにまいります。3 動物取扱業に対する監視指導です。(1) 動物取扱業の登録数でございますが、平成23年度における都内の動物取扱業登録施設数は3,803施設でございます。これは、平成18年度の1,854施設と比べますと、約2倍に増加してございます。平成24年6月に、先ほども御説明いたしました、競りあわせ業と譲受飼養業が新たな動物取扱業として追加されてございますが、11月時点で都内での登録はございません。

(2) 動物取扱業の監視指導です。動物取扱業の登録制度ですが、法改正により平成18年度に新たに創設されたものでございます。そのため、平成18年度及び平成19年度は新規登録の申請が多くなっておりまして、そのため、監視件数がそれぞれ2,939件、2,299件となっております。この登録の有効期限は5年間となっております。平成23年度及び平成24年度が登録更新の時期にあっております。そのため、平成23年度の監視数も3,879件と多くなってございます。

4 特定動物に対する監視指導です。(1) 特定動物の許可状況ということで、平成23年度の都内における飼養頭数は1,266頭、飼養施設は140施設となっております。飼養施設の分類ですが、一般(個人)が89施設と一番多くなっております。また、飼養施設ごとの特定動物の飼養頭数ですが、

動物園が532頭と一番多くなっているという状況でございます。

続きまして、11ページになりますが、(2) 特定動物の監視指導です。特定動物の飼養又は保管につきましては、平成18年度から平成19年度にかけて、都条例に基づく許可から法律に基づく許可への切替えが行われております。それに伴いまして監視数が増加しており、平成19年度には323件となっております。また、特定動物におきましては、毒ヘビによる事故や、大型爬虫類による死亡事故が発生しておりまして、これを受けまして東京都では平成20年度及び平成24年度に爬虫類を対象としまして、特定動物の飼養者あるいは動物取扱業者の緊急監視を行ったところでございます。

こちらが、これまでの東京都の実績になってございます。

続きまして、第3 動物愛護管理推進計画における各施策の取組状況です。

東京都動物愛護管理推進計画につきましては、計画期間を平成19年度から平成28年度までの10年間としまして、5つの主要課題に20の施策、48の事業を定めまして、それぞれの施策の推進によりまして、動物の引取数と致死処分数の減少、犬における返還・譲渡率の増加を目指してまいりました。

資料3を御覧いただきたいと思っております。資料3の「2 東京都動物愛護管理推進計画の取組状況」のところを御覧いただきたいのですが、「致死処分数減少に向けた取組の具体的な数値目標を見てみると、動物の引取数、動物の致死処分数の減少とともに目標値を大きく上回るなど一定の成果があり、各施策が効果的に実施されていることが伺える」と記載させていただいておりまして、このように審議会小委員会の中で御意見をいただいております。これが総論に対する御意見でございます。

では、各施策について御説明していきたいと思っております。中間報告案の12ページを御覧ください。

1 飼い主の社会的責任の徹底でございます。(1) 適正飼養の普及啓発の強化(施策1)になります。都では、都民に対しまして、例年2月ごろに適正飼養講習会を実施しております。また、動物愛護相談センターにおきまして、新しい飼い主に犬又は猫を譲渡する際に行っている譲渡関係の講習会、これによりまして普及啓発を進めております。また、都民が動物を購入する際に、動物を飼うことに伴う責務について十分な説明が受けられるように、動物取扱業者へ指導を行っているところでございます。

また、動物の遺棄・虐待への対応としましては、平成22年2月の国の通知に基づきまして、警視庁あてに動物の遺棄・虐待への対応に関しまして、動物愛護管理担当部署との連携を依頼しております。具体的な動物の遺棄、虐待への個別の対応としましては、必要に応じまして動物愛護団体等と連携を図りながら対応してございます。

(2) 犬の適正飼養の徹底(施策2)になります。犬の登録・狂犬病予防注射接種率の向上を目指しまして、都、区市町村、関係団体等が連携を図りながら、動物病院等での鑑札・注射済票の交付代行など、飼い主が手続をしやすい環境の整備に取り組んでおります。平成24年4月現在、こうした取組を行っておりますのは、14区16市町村となっております。

13ページに移ります。犬の適正飼養の徹底として、都立公園のドッグランにおきましては、飼い主の法令遵守を利用条件とするなどの仕組みづくり、また、講習会を通じまして、適正な飼い方の普及啓発を図ってございます。

また、犬によるこう傷事故の未然防止を図るために、パンフレットを作成したり、犬の譲渡関係の講習会等の機会を通じまして普及啓発を図っております。こう傷事故ですけれども、小さな子供が被害者となることが多いという状況がございます。そのため、動物愛護相談センターが小学校低学年を対象として実施しております動物教室におきまして、こう傷事故防止のプログラムを取り入れている状況でございます。

また資料3を御覧いただきたいと思っております。資料3の主要課題1、犬の適正飼養の徹底(施策2)のところを御覧いただきたいのですが、動物教室のプログラムについては「児童への指導、啓発だけでなく、保護者の参加も視野に入れた内容にする」べきであるという意見を、小委員会でいただいております。

(3) 猫の適正飼養の徹底（施策3）になります。猫の適正飼養につきましては、飼い猫対策として、猫の飼養三原則、これは「屋内飼養の推奨」「不妊去勢手術の実施」「個体標識の装着」でございますけれども、これを徹底する取組が進められているところでございます。飼育実態調査によりますと、都内の飼い猫のうち、屋内飼養されているものが71.6%という結果になってございます。また、不妊去勢手術の実施につきましては、飼い猫のメスで86.3%、オスで85%と、比較的高い実施率になってございます。個体標識の装着に関しましては、飼い猫では16.1%と、非常に低い結果になっているというのが調査結果でございます。

続きまして14ページを御覧ください。(4) 特定動物等の飼養許可及び適正管理の徹底（施策4）になります。特定動物はやはり人に危害を与えるおそれが高いということで、一般の動物の飼い主以上に、飼養する上で社会的責任が求められます。このため、飼養又は保管の許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置、マイクロチップ等による個体識別の実施、また、実施後の都への届出等、これを確実に実施するように、都では施設の監視を行っております。また動物取扱業者による販売時の事前説明を通じまして、飼い主に周知徹底するよう指導を行っております。このように、安易な飼養の防止と許可制度の内容について周知徹底が図られているところでございます。

こちらについても、資料3を御覧いただければと思います。資料3の主要課題の第1、施策4のところを御覧いただきたいのですが、先ほども申し上げましたが、特定動物におきまして死傷事故、無許可飼養による事故が発生しております。都内では、特に爬虫類について、動物園等の事業者だけでなく一般の家庭においても飼養されている個体が多いという実態がございます。そのような中で、飼い主の逸走防止措置等、管理のより一層の徹底が望まれるという御意見をいただいております。

では、中間報告案に戻ります。

(5) 高齢動物の飼養への対応（施策5）になります。高齢動物の飼養への対応につきましては、飼い始める際に、その段階で検討しなければならない事項の一つとして、普及啓発を図っているところでございます。また、パンフレットにより、高齢動物特有の病気、機能障害への対応、また、回復が見込めずに苦痛を伴うような病気になってしまった場合、治療等の対応を含めた、かかりつけの獣医師の関与の必要性を周知しているところでございます。

2 事業者の社会的責任の徹底でございます。

(1) 動物取扱業の監視の強化（施策6）になります。現在、都内の動物取扱業の登録施設数ですが、約3,800施設ございます。これらの監視指導を効率的に行う、また、事業者の自主的な取組を促進するという目的で、事業者評価制度を構築しまして、評価の低い事業者に対して重点的に監視指導が行われております。平成24年6月現在、1,710事業者について評価が終了しております。その結果、良好な結果であった事業者、これがA評価になりますが、これが44%でございました。直ちに改善が見込める事業者（B評価）は53%。重点的な監視指導を要する事業者（C評価）は2%。登録基準等の遵守に問題があり、重点的な監視指導により早急な改善を要する事業者（D評価）は1%でございました。

また、動物取扱業のうち、特定動物を取り扱う販売業者に対しまして、無許可飼養の防止と事故の発生防止を目的として、購入者が特定動物の飼養許可を持っているのかどうかを確認するとともに、購入者に対しまして個体識別の実施、実施後の都への届出、また逸走防止措置の徹底を周知するよう指導が行われております。

また資料3を御覧いただきたいと思っております。資料3の下段、施策6のところでございますが、「特定動物を取り扱う販売業者に対しては、無許可飼養の防止、事故の発生防止のために、監視を行う際に、動物販売業者による許可の確認が確実にされるよう、販売記録に基づき指導を行っている。特定動物による事故を未然に防止するためにも指導のより一層の徹底が望まれる」という形で、小委員会でも御意見をいただいているところでございます。

中間報告案に戻らせていただきます。

(2) 動物取扱業への指導事項の拡大(施策7)になりますが、動物取扱業の販売業におきましては、販売時の事前説明におきまして、飼い主の自覚と負担に関する説明を実施することが義務づけられています。これにつきまして、動物取扱責任者研修において遵守の徹底が行われているところでございます。また、通常監視におきまして、あまりにも幼齢な動物については販売抑制を図るため、指導等が行われております。

(3) 動物取扱業の資質の向上(施策8)になります。動物取扱業者における動物の適正な取扱いを徹底するため、都条例に基づき、業を開始する前に受講が必要となります動物取扱責任者研修におきまして、初回研修者に向けたテキストに、基本的な法例に関する知識、また、求められる社会的責任についての内容を盛り込むなど、必要とされる情報を適宜情報提供できるようカリキュラムを工夫しているところでございます。また、事業者への自主管理の導入を促すためのパンフレットを作成してございます。

では、16ページを御覧ください。(4) 動物取扱業関連の人材養成施設に対する支援(施策9)になります。動物取扱業の従事者の資質向上を図るために、将来動物取扱業に従事する人材を育成しております専門学校等の人材養成施設の教員を対象としました研修会に、都から試行的に講師を派遣しまして、関係法令に関する情報提供などを行っております。また、動物愛護相談センターで実施しております講習会あるいは見学実習などに専門学校の学生を受け入れております。平成20年度に都が動物由来感染症調査の一環として実施しました専門学校の飼養実態の調査では、特に問題は見受けられませんでした。

また資料3を御覧いただきたいと思えます。1ページの一番下になりますが、動物の取扱いに関する教育を行う専門学校のうち、動物取扱業の登録を要しない学校については、なかなか行政の監視の目が届きにくいという状況がございます。「学校責任者及び講師等については、関係法令の情報収集の機会としての研修の機会がない」ため、その状況を踏まえまして、「学校関係者に対して法例等を十分周知していく機会の確保について、今後とも検討が必要ではないか」という御意見を小委員会でいただいております。

では、中間報告案に戻ります。

(5) 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応(施策10)になります。都では、平成20年度に中型のサル等の特定動物の許可を有します大学、病院、研究機関などを中心に、実験動物の飼養状況についてのアンケート調査を実施いたしました。その結果、都内の実験動物施設におきましては、マニュアル等の文書により継続的、安定的な自主管理が適正に行われているということが明らかになってございます。また、実験動物の飼養状況の把握につきましては、国による定期的な調査が現在行われておりますので、今後は、都による定期的な調査の必要性は低いと考えられるところでございます。

3 地域特性を踏まえた取組の推進です。

(1) 動物愛護推進員の活動の活性化(施策11)になります。動物愛護推進員と区市町村、あるいは地域の動物愛護推進員同士の協力体制を構築し、活動の活性化を図るため、動物愛護推進員の人材情報を活動分野別に整理しまして、区市町村、関係団体に情報提供しております。この人材情報の活動分野別の整理といたしましては、犬のしつけ相談が得意な方、飼い主のいない猫対策に力を発揮しておられる方といった形でっております。また、平成20年度から活動分野別の連絡会を開催しまして、推進員同士の情報共有を図っているところでございます。また、動物愛護推進員制度を都民に周知するための、推進員の紹介に関するリーフレットなどを作成してございます。

(2) 集合住宅における動物の適正飼養の推進(施策12)になります。都内においては特に新たに建設される集合住宅において、ペット飼養可の住宅が増えており、入居者、住宅提供者、あるいは管理者の方々の、動物の管理に関する重要性の認識が高まっているところでございます。住民等から相談が

あった場合には、平成6年度に東京都が作成しました「集合住宅における動物飼養モデル規程」を活用しまして、都、区市町村による助言、指導が行われている状況でございます。

資料3の2ページを御覧ください。主要課題3の施策12のところになります。 「公営、民営の集合住宅が多い状況を考慮し、今後も集合住宅での動物飼養が適正に行えるよう支援が必要ではないか」という御意見を小委員会にていただいております。

(3) 高齢者の動物飼養への支援（施策13）になります。こちらにつきましては、動物を飼養する一人暮らしの高齢者の方が、突然の入院などで動物の飼養が困難になった場合の対応としまして、飼い主の方から動物を一時預かるという施策を検討しておりました。しかし、検討の結果、動物の管理等を引き受ける側の負担が過大であり、一定のルールづくりがなかなか困難であるため、一時的な預かりではなく、飼い主の所有権放棄による譲渡対応が望ましいという結論になってございます。

(4) 地域の飼い主のいない猫対策の拡充（施策14）になります。飼い主のいない猫問題への取組を始めたばかりの地域、また猫に関する問題を有する地域を抱える区市町村が、都の作成しましたガイドブックを参考とした取組を導入する際に、都の補助事業による支援や動物愛護相談センターによる技術的支援が行われております。また、ボランティア等の活動を行っている方に対しまして、リーフレットを作成しまして、地域住民の理解を得ることの重要性を周知してございます。

また資料3を御覧いただきたいと思っております。こちらの施策14のところを御覧いただきたいのですが、「飼い主のいない猫対策」において、主要な問題としては、不妊去勢手術の費用の確保が問題としてあります。現在は住民やボランティア自身による支出、募金活動、区市町村による手術への助成金制度の活用で対応されておりますが、飼い主のいない猫対策の取組が円滑に行われるよう地域の実情に合わせた検討、さらなる支援が必要ではないかという御意見を小委員会にていただいております。

また中間報告案に戻らせていただきます。

(5) 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援（施策15）になります。現在、動物愛護相談センターで実施しております小学校における動物教室につきましては、実施体制を充実するために、講師あるいはその補佐としまして、地域の動物愛護推進員の協力を得ております。また、動物愛護推進員が小学校と連携しまして、独自に動物教室を実施することも検討しているところでございます。また、学校で飼養している動物を活用しまして、動物愛護精神の涵養に係る教育を実施している事例もありますが、これに対しましては、都教育庁と東京都獣医師会との連携によりまして、教職員を対象とした動物の適正飼養に関する研修、あるいは感染症に関する研修が実施されております。

また資料3を御覧いただきたいと思っております。資料中段の施策15のところですが、「学校教育における動物愛護等の普及において、学校で飼養している動物を活用している事例もあり、その取扱いが適正に行われる必要がある。」ため、「東京都獣医師会との連携により、教職員等を対象として、動物の適正飼養に関する研修や、動物由来感染症に関する講習会が実施されている。今後も学校飼養動物について適正な飼養が行われるよう、引き続き取り組んでいくことが必要ではないか。」という御意見を小委員会にていただいております。

また中間報告案に戻ります。

4 致死処分数減少への取組です。

(1) 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり（施策16）になります。動物の入手先としましては、特に犬についてはペットショップがメインになっているところですが、動物愛護相談センターや譲渡事業を行う団体を選択肢の1つとして周知していく必要があると考えております。東京都としましては、譲渡制度に関するリーフレットを作成しまして、区市町村等を通じて周知するほか、譲渡制度の認知度を高めるための取組を進めているところでございます。

資料3をまた御覧いただければと思っております。施策16、下から2番目のところになりますけれども、「今後も致死処分数を減少させていくためには、特に猫に関する取組についての検討が必要ではないか。」

という御意見を小委員会でいただいております。

(2) 数値目標の達成状況ということで、表を御覧いただきたいのですが、致死処分数の減少に向けた推進計画の数値目標につきましては、現時点ではほぼ達成されていると考えてございます。一部、上から三つ目の指標になりますが、犬の返還・譲渡率について、目標では85%以上に増加としたところですが、平成23年度の実績で、これだけが目標を下回り、79.5%という状況になってございます。

5 都民と動物の安全の確保です。

(1) 動物由来感染症への対応能力の向上(施策17)になります。動物由来感染症発生時対応マニュアルに基づいた訓練を実施するなど、動物愛護相談センターの対応体制を整備しております。また、健康安全研究センターと連携しました取組体制の充実を図っているところでございます。また、東京都獣医師会と協力しまして、動物病院における人と動物の共通感染症を対象としたサンプリング調査を行うなど、発生状況のモニタリングを行っているところでございます。

20ページを御覧ください。(2) 動物由来感染症の普及啓発(施策18)になります。感染症が発生した場合において、知識不足からの都民の不安やパニックを防止するために、動物の取扱いと感染症の正しい知識について、普及啓発を行っているところでございます。

(3) 災害発生時の動物救護機能等の強化(施策19)になります。災害発生時に備えまして、動物愛護団体や譲渡ボランティア、更には他府県とのネットワークを構築していくことが求められております。都は、東日本大震災における緊急対策事業の一環としまして、関係団体からなる東日本大震災東京都動物救援本部と協定を締結し、都が設置した東日本大震災東京都動物救援センターを同救援本部の活動の場として提供しております。この活動において、預かり動物の飼養管理などに学生ボランティアの協力を得るなどの取組が行われておりました。

また資料3を御覧ください。資料3の2ページの一番下段になりますが、災害発生時における特定動物対策につきましては、今回の動物愛護管理法の改正におきましても、許可申請時に対策を整えるように規定されたところでございます。そのため、「災害時の特定動物における事故発生を未然に防止するためにも、指導のより一層の徹底が望まれる。」という御意見を小委員会でいただいております。

(4) 区市町村の災害時対策の推進(施策20)になります。東京都では、区市町村に対しまして、東京都地域防災計画あるいは避難所管理運営の指針等を提示しているほか、東日本大震災における都開設避難所での被災者の同行動物への対応、また、各区市町村における東京都獣医師会との災害対応に関する協定の締結状況等に関する情報を区市町村に提供し、区市町村における防災計画や災害時の動物対応マニュアルの整備等、動物救護体制の整備に関する取組を促進するよう働きかけているところでございます。現在、区市町村の動物愛護担当者に対しまして、都で新たに策定しました地域防災計画につきまして御説明し、区市町村の地域防災計画に反映させるよう働きかけているところでございます。

以上が、第3までというところで、現在の推進計画の取組についての御説明をいたしました。

長くなりましたので、ここまでで、委員の皆様から御意見等をいただきたいと存じます。

○林会長 それではいかがでしょうか。第3までを御説明いただいたわけですが、資料2と資料3を御覧になりながら、何か御質問あるいは御意見をいただければと思いますが、いかがですか。

急に言われてもなかなか出てこないと思うのですが、内容も多岐にわたっていますので、どの内容からでも結構です。この第3までのところでいかがでしょうか。

もし、皆様からなければ、私から。

小委員会でも議論したのですが、随分東京都として苦慮されているところがあります。資料2の8ページを見ていただきたいのですが、非常に高いレベルにございますけれども、もう平成18年から犬の返還・譲渡率が80%を超えている状況にあるのですが、これがなかなか90%を上回るとか、そういうことができないというところがあります。どうしてなのかということが小委員会でも話題になりました。非常にレベルは上がってきているのですけれども。

これは、高齢犬の問題があるのではないのでしょうか。高齢の犬が収容されたときに、なかなか返還・譲渡が進まないという実態があるようです。つまり、高齢犬を飼い続けられなくなっている家庭もあるのではないかと思うのですね。おそらく。高齢犬を飼い続けることができなくて、犬を何らかの形で手放さざるを得ない方もいらっしゃるんじゃないかという、これは推測ですけどね。高齢犬の介護に関する問題は、ここまで深刻化すると、なかなか平成18年当時は想像をしていなかったのですけども、おそらくそういう理由もあるのではないかと思います。

猫は、非常に返還・譲渡率が低かったのですけれども、着実に目標どおりと言うか、目標を超えて現在まで進んでいます。これは問題ないですが、犬の返還・譲渡率が必ずしも90%を上回るという状況にはいかなかったということがございます。それ以外は、本当に東京都は全国の鑑といいますか、先進的な実績を挙げつつあるわけですが、ここについては非常に苦慮されているということかと思えます。

いかがでしょうか。何か、どんなことでも結構です。

○木村委員 じゃあ。

○林会長 はい、どうぞ。

○木村委員 資料3について、小委員会で御説明させていただいたのですけれども、また、審議会ということで、改めてちょっと補足をさせていただきます。

主要課題2の施策9の専門学校についてですけれども、現在、ブームはちょっと去ったのですけれども、ブームのときに首都圏で約70の動物専門学校が設立されて、大体そこを卒業した学生さんが動物取扱業に就職しているという実態があります。

私自身も動物専門学校で講師等を務めている関係で、自分の学校の学生だけでなく、他校の学生さんからもいろいろ相談を受けることがあります。今から5年ほど前に、専門学校でありながら、非常に劣悪な飼育を行っている実態が内部告発のような形でありまして、その際は、動物愛護相談センターの方にも非常に御協力いただいて、1年ちょっとかかりましたけれども、解決の方向に向かったのですけれども、まだまだ実態がわからない専門学校というのは結構あったりします。

また、大学等、また小中高の先生と違って、講師の資格も明確になっていなかったりする場合、また、私が鳥獣保護員としてペットショップ等を巡回したときに、その従業員が学生時代にそういう法律の授業がなかったということで、改めてそこで、そういう法律があったんですかなどという実態も、1件や2件でなく数多く目にすることもありました。かつては専門学校というと大学を落ちた人が行くというイメージがあったのですが、最近は動物業界に積極的に就職したいという学生さんが集まっておりまして、また親御さんもそういう子供さんの夢を応援してあげるという点を考えると、学校の責任は非常に重いと思いますので、ぜひこのような部分も残していただきたいとか、入れていただきたいということで、このような意見を出させていただきました。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。

山口委員、どうぞ。

○山口委員 今の木村委員の意見には大賛成なのですが、それに加えて、次のところでお話しになるのかもしれないのですが、環境省自体が、第二種動物取扱業には、どういうものを入れるというのを、まだはっきりお決めになっていらっしゃると思うのですが。

○林会長 そうですね。非営利的というだけです、今のところは。

○山口委員 「動物の愛護及び管理に関する法律」は、各自治体が条例で上出し、横出しは大丈夫というふうに、一番最初に法律が通ったときに聞いたのです。それを考えますと、環境省自体が第二種に動物を飼育している動物専門学校を入れなくても、東京都として第二種にその学校を入れるというふうにしていただくことは可能なのでしょうか。そうしますと、調査に定期的に行くということができないのではないかなと思うのですが。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 第二種動物取扱業の取扱いについては、まだ国が対象を示しておりませんので、それを見ても何とも言えないところではあります。制度として国の定めたもの以外について自治体で定めることができるというような規定になれば、都も検討する必要が出てくるのかもしれない。ただ、これまでの流れを見ていると、各自治体が独自に定めることができるという規定は、国としても示していないのが現状かなと考えてございます。

○林会長 よろしいですか。

○山口委員 東京都は先進県ですから。

○林会長 もう少し実態が、どういうふうに動いていくのかというのを見てみたいと思いますけれども、はい、東海林委員、どうぞ。

○東海林副会長 東洋大学の東海林でございます。よろしく申し上げます。

まず、報告書の説明を聞かせていただいて、非常によくまとめられているといたしますか、分析されているなど感心させられました。というか、非常に勉強になりました。ありがとうございました。

それで、今の議論に続けてということなのですが、確かに、指導勧告をしなければいけないような動物取扱業というのは実態としてあったわけですね。この報告書でも、D評価のところは1%ほどであったということなのですが、今日の参考資料について飼育実態調査を見ますと、4ページの「6. 3. 4 犬飼育者への設問」という部分に関して、その一番下の(3)ですが、飼われている犬がどこ由来かというところ、ペットショップ由来が半分。それから、猫はどうかというところで、11ページ、これも(3)の一番下なのですが、これを見ますと、ペットショップで購入したというのはわずか5.7%、1割にも満たないということですね。

そういったところで、確かに劣悪な動物取扱業者がいた場合には、当然行政として厳しく指導していかなければならないということはもちろんあるのですが、その寄与率というのは、この結果から見ると、猫に関しては1割程度、それから犬に関しては5割程度しかないということになります。その残り、そのようなものについては、動物取扱業者の指導という形で適正飼養を実現するというよりは、また別の手だてを考えていかなきゃいけないんだというような、そういう広い視点でもって、動物取扱業者、あるいは今回の大地震も含めて、少し気楽な気分でやるような態度も必要なんじゃないかなと思います。

実際、説明をいただいた報告書の9ページ、東京都さんの動物取扱業者の登録数は非常に多くて、3,803施設ですね。確かに並みいる自治体の中で、東京都さんの動物愛護行政に携わっている職員数は多いのですが、正直申しまして、5年間の登録期間の中で3,800施設の動物取扱業者、それから第二種が増えると、これがどれだけ増えるかまだわからないわけですが、これ、1年に1回でも調査に行けるのだろうか、行けたとしても、一体どれだけ時間をかけられるのだろうかということが危惧されるんですね。

ですから、どんどん広げていくのもいいかと思うのですが、やはり規制というのは、何か社会的な問題が起きたときにやるものであって、何も問題が起きていないのにただ規制するというのは、ある意味、本末転倒のところもございまして、確かに劣悪な事業者がいた場合には、第二種動物取扱業を幅広く考えていく必要があると思うのですが、それはもう是々非々でといたしますか、どんな社会的な問題が起きているのかというところで、ある程度業務量を考えながら、というか、せっかくやるのであれば、実行力のある行政措置を講じないと、かえってすかすかのものだったりした場合には効果がないというものになりますから、ウエートを絞って集中的にやるといったようなやり方も、一つの考え方としてあるんじゃないかなと思ったりもしています。

○林会長 ありがとうございます。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 今、東海林委員がおっしゃいましたように、やはり私たちのマンパワーというのは限りがありますので、中間報告の14ページにありますように、動物取扱業の監視につき

ましては、評価制度を設けまして、評価のよくなかったところを重点的にという形で監視をしていると。

今、委員がおっしゃいましたように、全ての施設に年1回入るということは事実上不可能な状況になってございますので、いい施設については3年に1回とかそういう感じで、悪いところについては改善するまで徹底的にという形で、やはり重点的な監視指導で対応しているところでございます。

○林会長 ありがとうございます。

○星委員 私の知人が、高齢の犬を育てておりまして、長年家族の一員ということで、赤ちゃんのときからずっと育てていますので、今15歳ぐらいにそれぞれなっていて、毎日、糖尿病ということでインシュリンを在宅で投与しながら飼い続けているのですけれども、それをお聞きしたときに、本当に非常に経済的負担がすごいのではないかなと思うのです。

そういうことも含めて、先ほど会長がおっしゃられていましたけれども、高齢犬を手放さざるを得なくなっている状況にあるのではないかなと思うのです。あるいは、高齢であっても、日中一度や二度散歩に連れ出すというところの中では、人手という部分で、御自身もなかなか外出しづらくなっている状況の中で、散歩に連れ出す人もいないとか、いろいろな条件、経済的とかマンパワーとか、家族の一員として最後まで看取りをしたいという部分では、医療、在宅医療とか通院とか、人間の高齢社会と全く同じことが動物の世界で起こっていると思うのですけれども。そういった中において、ある意味経済的支援、これは都民合意が得られるのかどうかというのは微妙だと思うのですけれども、医療費においては民間の保険みたいなものもぼちぼち出始めているとは思っているのですけれども、その辺の論点というのは小委員会の中で話されているのか、あるいは東京都の計画の中に、家族として共生をしていくという、医療費負担みたいな支援までは、まだ話は出ていないのでしょうか。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 高齢犬を飼っているとなかなか世話が大変であるというのはおっしゃるとおりかと存じます。実は、私の飼っていた犬も去年16歳で死んだのですが、3カ月間ほど、ほとんど毎日介護状態でした。そういうことを考えますとマンパワーあるいは治療費などは結構かかると思うのですが、小委員会の中では、また東京都でも、そういう在宅の高齢犬に対する特別の援助は検討していない状況でございます。

現在の対応としまして、高齢犬につきまして、高齢になって不治の病気で極度の痛みが伴うような場合には、かわいそうですけども獣医さんと相談しながらの対応も検討していただきたいということを普及啓発したり、あるいは、犬も高齢ですが飼い主さんも高齢になって、ただ、犬は元気であるという場合に、飼い主さんが散歩をすることができない状況であれば、犬のことを考えて、新しい飼い主さんに譲渡することも検討していただきたいというような普及啓発等の施策を進めているところでございます。

それと、先ほども御説明しましたが、犬を飼い始めるとき、その犬が高齢になったときのことまで考えて飼い始めましょうとお伝えしているところです。飼い主さんも、ペットも歳を取りますから、そういうことを考えて飼いましょうということを、パンフレットや講習会等で普及啓発するという対応をとっております。

○林会長 ありがとうございます。

そうなのですね。実際に、相手が犬猫という人間でない動物であっても、一緒に暮らしておると、ほぼ人間と同じような情の移り方をしていますので、介護についても同じようなレベルを一緒に暮らしている飼い主は望まれるのですが、今、人間の高齢者の医療費を一つとってみても大変な問題が起きているわけで、公的なお金でそこまで援助というのは難しい話かもしれません。

おそらくこれから小委員会で検討していく中でも、例えば東京都が、昔、徳川綱吉が中野につくったお犬様のシェルターのような施設をつくって、高齢犬をどんどん引き取って、そこで死ぬまで介護するというような話は、私の理解では、小委員会では話されないだろうと理解しています。むしろ、こういうものが国民レベルの間の助け合いとか、そういったものに非常になじむ活動だったら、それでできない枠組みみたいなものを行政がどう用意するかということ、当然今後検討されると思いますが。

ただ、私もこの4月に高齢犬を亡くしたところで、6カ月間の闘病生活をほぼ毎晩頑張っていましたけども、そういう飼い主の気持ちと、公的にどういう形で支援していくのかということというのは、人の場合とペットの場合にはやはりギャップがあるでしょう。それを補うのは、当然ながら国民の相互の援助あるいはボランティアといったことではないかなというふうに考えています。

先ほど東海林委員からお話がありましたけれど、私は一番いい国は法律がない国なんだろうと思うのです。法律がなくてもハッピーにできる国。今回の法改正を振り返ってみますと、何でも法律で締めつけていけばいいという感じの人が多過ぎたかなと私は感じています。基本的に、本当によくない人に対しては厳しい処分を行う、また、法的に網をかけるという必要があるとは思いますが、しかし、そのために善良な人がてんでこ舞になるような、それでいろいろ時間的にも財政的にも困ってしまうような状況をつくることは絶対に避けるべきであって、やはり法律の持っている意味というのは何なのかというのを考えながらやっていく必要があるのではないのでしょうか。

先ほど東海林委員のおっしゃった中でいうと、私は、今回の法改正は動物取扱業に集中して、これまで問題だったところを徹底的に洗い直してみたということが、今回の法改正の大きな特徴だったのですが、実際、多くのペットは家庭で飼われていまして、動物取扱業を通り抜ける期間は長くもないし、それから、実際に譲り受ける先から見ても、動物取扱業者が関係することって、それほど大きくない面もあるのですね。むしろ、家庭での飼い主のモラルの向上に、これは法改正となじまない面も多々あるのですけども、そこと切り結ぶところはどこなのかというところが、将来的には非常に大きな検討課題になるのかなと感じています。それを東京都のような先進的な都道府県が、これから五、六年の間に先進的に実施されていけば、それが一つの見本になって、何かが起きるような気がするんですね、日本全体で。

猫はほとんど、動物取扱業を通さないで一般の人からもらっているようなレベルがまだ続いていますし、業者を通さない犬も少なくない。ということを見ると、家庭での繁殖がどうなっているのか、それから、飼養がどうなっているのか。飼い主の名前に値しないような飼い主が、全国の一千万人の犬の飼い主の中にもたくさんいますし、猫の飼い主の中にもいます。その人たちの動物の愛護の意識向上がどうしたら図れるのか。これは東京都だからこそ、こういう先進県だからこそ、できることではないかなというふうに思っていますけれども。

いかがでしょうか。皆様、この第3までのところで。

どうぞ、小松委員。

○小松委員 今までお話があった高齢動物の飼養の対応は非常に今後の課題でして、皆さんのお話の中でも、糖尿病にかかったワンちゃんは費用もかかると。費用という面では獣医師がかかわる部分ですので、僕、こういうところは受けとめておるのですけれども。

ただ、先ほど事務局から、高齢者は、飼い主さんの寿命の問題もあって飼わないほうがいいと、そこまではおっしゃっていないでしょうけれど、将来を考えて飼ってくださいというお話がありました。我々とすれば、1代2代と動物、犬猫を飼われていて、我々が見ていると、動物の福祉もあるのですけれども、人の福祉、高齢者は猫が1匹でもいると非常に生きがいといいますか、生活がかなり充実すると感じています。それは我々獣医師が飼い主さんと直接対応していてわかっている部分です。高齢者と高齢動物、ただ、動物も飼われていない都民の方もおられるし、税金云々という問題でかなり難しい部分はあるんでしょうけれども、先ほど林会長からもお話があったように、東京都はやっぱり民間がしっかり、そこは補充できると思っています。

獣医師会も、はっきり言えば民間だと思っていますので、動物病院、会員病院は710軒ありますけれども、獣医師会の中でも意識を変えながら、動物福祉とは何なのか、人のためになるもののやり方はどうなのかを考えていきたいと思っています。ただ我々も考えていくんですけども、都も、今後、何年間かけて、民意を充実するという形で支援していただきたいと思うのです。

これは獣医師会だけではなくて、NPO法人でも、こういう高齢動物の対応とか、あるいはあと数カ月しか生きられない動物を福祉という観点から預かっている施設もありますが、そこもおそらく今の状況では厳しく、預かったらもうこれでいっぱい、それ以上はできませんとなっているのです。そういうような状況に今後、いくつ民間の施設ができていってもなっていく可能性はありますので、その辺を都はできる限りの援助といいますか、難しい部分ですけれども、今回、中間報告ではありますけれども、そこをきっちり今後、都独自のやり方で対応するというような形のものに持っていただければと思っています。

○林会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○水越委員 先ほど、東海林委員と林会長から、動物取扱業がかかわっていない犬猫を入手しているケースが多いというお話があったのですが、猫は野良猫がまだ多いということから、そのような猫を入手するなど動物取扱業がかかわらないケースが多いと思うのですが、犬に関して言うと、知人からもらったとか、行政から、また譲渡団体から譲り受けた場合であっても、元は繁殖業者などの動物取扱業が放棄したものなど、直接的でなくても間接的にかかわっているものも、かなりいるのではないかなと思うのですね。

実際、私は今、3頭の犬を飼っておりますが、3頭ともペットショップなど動物取扱業からの入手ではありません。1頭は行政経由、あともう2頭は、動物愛護センター等の行政を通さずに、個人や団体に保護して、譲渡をしている方も非常に多いのですね。実際は3頭とも繁殖業者直接あるいは繁殖業者が遺棄したであろうという元繁殖犬と考えられる犬を飼育しております。

そう考えると、動物取扱業ばかりでなく飼い主もというバランスをとることが重要というのは非常によくわかるのですが、この飼育実態調査のグラフだけを見て、犬猫の入手に動物取扱業が5割は関与していないというような解釈の仕方は間違っているのではないかと思います。これは私の意見です。

○林会長 動物取扱業をどう定義するかなんていうのは、例えば繁殖業というの、非常に中間的な、個人的な繁殖をやっている人が結構いまして、この方たちは繁殖業として動物取扱業に駆け込んだ人もいますけれども、実態からいうと、業は基本的に今まで利益を上げている人という定義があったのですけれども、そこの中間的なところが結構あるということなのですね。それは犬においてもそうで、そこはどうやって、全体的な監視がもし必要であれば、どうやっていくのかというのは、今後の課題になってくるんだろうと思いますけれども。

今、動物のオークションがあれば広まり、そしてペットショップも小売業界という形で整備されてきましたので、そちらへ向かってどんどん増えていることは事実ですね。猫は必ずしもそうではないですけど。おっしゃったとおりです。

よろしいでしょうか。

高木委員、どうぞ。

○高木委員 初めて参加するので、ちょっと的を射ていなかったらごめんなさいということで、伺いたいのですが。

施策4の特定動物の関係かなと思うのですが、私は東京都北区から選出されているのですが、地元でも例えば大きなお屋敷、森を持っているような屋敷林のあるところの方に伺うと、タヌキとかハクビシンが棲んでしまって、そこだけかと思うと、かなり広範にこういう動物が生息しているという状況があるようなのですね。

特定動物ということになるのかどうか分からないのですが、そういう動物はかなり凶暴性もありますので、子供が怖いとか、あるいは飼い猫がかまれてしまったとか、そういう苦情をよく聞くのですが、こういうことはこの審議会で取り扱うべき問題なのかどうか分からないのですが、どうしたらいいのかなというのを素朴に思っているのですが、どうなのでしょう。

○林会長 私も事務局とお話ししているのですが、非常にその辺は絡んでくるのです。例えば今、御蔵島には野良猫がたくさんいるのですが、海鳥をどのくらい捕食しているかというと言うとすごい数になるのです。一方で、各島ではもともとはイタチが放されていて、そのイタチがいろんな悪さをしているということがあります。それから、島じゃなくて本土側でも、おっしゃったように、アライグマは47都道府県全部に広がっていますけれども、これの被害というのはすごいのですが、それがちょうどヤンバルクイナに対して野良猫がやっている、あるいはマングースがやっていることと同じで、本当に絡んでいるんですね。

しかし、環境問題ということにターゲットを当てますと、野生動物や移入動物は私たちの範囲ではなくなってしまうと。あくまで動物愛護という視点からはこの審議会になるのですが、環境という視点でいくと違う委員会になってしまいますね。いかがですか。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 高木委員がおっしゃいましたハクビシンやタヌキ、タヌキは野生で元からいたものですが、元はペットだったかもしれない動物が、今では野生化しているという実態がございます。特にアライグマにつきましては、東京ではそれほど聞かないのですが、関西圏では有害鳥獣としての捕獲や、外来生物法に基づく防除が行われているようです。動物愛護の理念は基本的に動物を限定していないので、全ての動物が対象になるのですけれども、野生動物となりますと、ちょっと別の視点からの議論が必要になってくるのかなと考えております。

そのため、タヌキやハクビシン、アライグマについてはこの審議会とは別のところで検討する内容になってくるのかなと思っております。

○高木委員 よくわかりました。

そうしましたら、ちょっと違うことをお伺いしたいのですが、施策14の飼い主のいない猫のお話なんですけれども、飼い主のいない猫というのは一括りにされているのですが、実際は、飼い主がいない猫の中には、地域で管理されているいわゆる地域猫があったり、あるいは全く野放しになっている猫がいたりということで、これを飼い主のいない猫ということで一括りにするのがどうかなという気持ちが実はしているんですね。

今問題になっているのは、餌やりとか、地域のボランティアの皆さんがいろいろとやっていただいている中で、猫というのは区境がわかりませんのでいろんなところに出没して、それぞれの行政区で施策の展開が違ったりすると、なかなか厄介な問題が出てきていると聞いています。例えば、避妊去勢手術の助成費用が違っていたりとか、どこで捕まえるかによってそれがまた違ってくるとか、どこの獣医さんでお願いするかによって違ってくるとか、いろいろとあるのですが、それを東京都としてトータルで何か一つのベースをつくっていくということをもう少し強力にやられたほうがいいのではないかなという気がしています。これが一つ。

もう一つは、このことをやってくれている方々の中に、ここにも書いてあります動物愛護推進員の方々の活動があると思うのです。この動物愛護推進員の方、今、約300名ということになっているのですが、これはどういう方になるかということはいろいろ問題があると思うのですけれども、できるだけいろんな方に参加していただいたほうがいいのではないかなという気がいたしております。特に地域猫の管理の餌やりの問題は、やっぱり地域の皆さんの御理解が非常に薄くて、「なんで餌をやっているんだ」と叱られることが多々あると聞いております。ですから、いわゆる地域で管理して、動物は命ですから、命を粗末にしないということでそういうことをやられているので、そういう普及啓発、あるいは、そういう人たちがきちっと活動できるような基盤づくりを考えていただいたほうがよろしいのではないかなと思います。

一つのアイデアというか考え方としては、例えば猫の餌をやるときに、例えば、区や行政から一応許可を受けているんですよというようなことがあったりとか、そういう施策の展開もあってもいいのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 今、高木委員がおっしゃいましたように、飼い主のいない猫については、地域で既に取組が進んでいる地域猫と、まだ取組が十分に行われていないいわゆる野良猫がいるのかなと思っております。地域猫として捉えられるものについては、もうその地域の住民の間で合意形成がなされていますので、特段のトラブルは起きないだろうと考えられます。しかし、誰が餌をやり、誰が糞尿を掃除するかなどの管理がされていない野良猫については、地域住民の中においても考え方がばらばらになっているということがあると思います。餌をやることを、いいという人もいれば、ダメだという人もいる。そういう中で、やはり都としては、この地域猫につきましては、餌をやる方、地域の住民の方々、ボランティアの方、それともう一つ大切なのは自治体、区市町村、この三者が連携して対応することが大切で、そのために都としてもコーディネーター的なアドバイスをしていきますという体制をとっております。

野良猫に好きだからと言って餌をやっているだけで、糞尿の処理をしなければ、絶対に問題が起きてしまいますし、不妊去勢手術をしなければ不幸な命を増やしてしまうだけです。猫を好きな人も、迷惑だと感じている人も、住んでいる地域の問題として考え、話し合うことが大切だと考えています。そのためには、行政なり、あるいは行政を通じた町内会の役員の方、そういう方々と一緒にやってくださいというのを、常に私どもは普及啓発している状況です。この活動に動物愛護推進員の方が、ボランティアとして参加したり助言したりと関わっているということがあるかと思えます。

ただ、先ほど推進員の施策のところでもありましたが、なかなか推進員の制度や飼い主のいない猫対策の活動が皆に知れ渡っていないという部分がありますので、その部分については、高木委員がおっしゃったように、しっかりと普及啓発をしながら、活動しやすい体制をつくっていきたいと考えております。

○高木委員 一言だけすみません。

地域の保健所に、例えば地域の人が苦情というか相談を持っていったときに、保健所が「その地域でやっているボランティアの人に相談をしてください」というケースが結構あって困っているのですね、ボランティアの人たちも。保健所が受けたことは保健所で処理してくれるように、ぜひそれは言ってほしいのです。ボランティアの人たちは役所の人間じゃないので、ボランティアに振らないでください。ボランティアの人たちが困っていますから、保健所はちゃんと保健所の仕事をしてくださいということはぜひお願いしたいと思えます。

○林会長 ありがとうございます。

むしろ、役所とボランティアの人が協働してできるような仕組みづくり、そのためには、私は先ほどからいろいろ言っていますが、何をやっていただきたいかという、これから5年間、動物愛護推進員の社会的地位を圧倒的に高めるための啓蒙、宣伝活動、これを1千万円使おうと2千万円使おうといいんじゃないですか、そのくらいやっていただいて。東京が先進県になると思いますが、その点において。ただ、いろんな方がおられて難しいところはありますが、そういう活動が重要なんじゃないかなと思います。

これからは行政と民間とが非常に密接に協力し合うような、理想的な体制をつくる第1歩を、ぜひ東京都が先頭を切っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○東海林副会長 地域猫の問題に絡んで、一言だけ発言させていただきます。

高木先生がまさにおっしゃるとおり、非常に重要な問題であると私も思っております。ただ、非常に難しい問題でもあるわけですね。本日の審議会が終わりましたら、小委員会ではいろんな議論を続けられるかと思うのですが、17ページの施策14に、飼い主のいない猫、通称地域猫の話が書いてございますけれども、本来、地域猫の個別具体的な対策を考える前に、地域猫の存在というものをどう評価するのか。簡単に言えば、地域猫はあっていい話なのか、それとも将来的になくすような話なのか、あるいはなくなしてほしい話なのか。その辺のビジョン

をしっかり想定しておかないと、群盲象をなでるような対策の検討になってしまうおそれも無きにしもあらず、ですよ。

行政が、地域猫とはこうあるべきだと、本来ないものだと、ソフトランディングの施策として今ケース・バイ・ケースでやっているだけなんだと東京都さんが言うこともできるのかもしれないですけども、それを行政が示すべきものなのか。あるいは、そのビジョンというのは、民意といいますか世論に委ねるものなのか。その辺も含めて、まず地域猫というのは何なんだという、その評価のような議論が小委員会で議論ができるのであれば、非常に難しい話だと思いますけれども、お願いできればというように思っております。

○**林会長** その論議をすると、小委員会を何十回も開かなきゃいけないんじゃないかなという気がするのですが。地域猫的な存在を可とするかどうか、これはアメリカでシートンの時代からずっと続いている論議です。

私は両方とも、両方というのは地域猫も、それから、今、獣害が話でありましたよね。獣害というのは決してなくならないと思います。なくしたらいかんのですよ。やっぱり獣害というのは起こるものなんです。人間と動物と一緒に生きていこうと思ったら、そういうことは起きる問題です。動物を減ぼしてしまえば、絶滅させてしまえば起きなくなりますから。そういう解決は絶対にすべきではなくて、ずっと悩み続ける問題の二つのうちの一つなんじゃないか。獣害は野生動物で、地域猫問題はペットですけども。私は個人的にそう思っているのですが、これはいろんな方のいろんな意見があると思います。

ですけど・・・、やってみましょうか。小委員会で・・・。

○**東海林副会長** 無理には言いませんので。

○**林会長** その他に、意見はありませんか。はい。

もし、よろしければ、中間報告案の次の第4と第5、そんなに長くはないんですけども、事務局から御説明いただいて、また御意見をいただければと思います。

○**佐藤環境衛生事業推進担当課長** はい。では、中間報告案の第4、20ページから御説明させていただきます。

第4 法改正に伴う新たな検討課題として、今回の法改正の項目として、主だったものを4点挙げております。まず1つ目ですけども、多頭飼育の適正化ということで、今回、動物愛護管理法の改正におきまして、法の第25条における多頭飼育者への勧告、命令、これの対象となる事態が明確化されました。また、動物愛護管理法の第9条において、多頭飼育者に対する届出制を各自治体の条例に基づき導入することができるというのが法改正のポイントになっております。

(1) 多頭飼育への対応でございます。現在、動物の飼養に起因する苦情相談につきましては、住民に身近な区市町村が対応しておりまして、東京都としましては、広域的、専門的な事例につきまして、区市町村と連携しまして飼い主指導にあたっております。多頭飼育に起因する苦情についても、基本的に同じような対応をとっているところでございます。多頭飼育は飼養頭数その管理能力を超えて多くなっていることが問題ですので、必要に応じて、動物愛護団体等と連携しながら、飼養管理頭数、その頭数を適正に管理するために、動物の引取り等の対応を行っているという状況です。

多頭飼育に起因した問題につきましては、飼い主への行政指導により飼養状況等が改善した事例は、行政で把握している事例の約4割程度になっております。多頭飼育問題の中には、なかなか動物愛護管理担当者が飼い主と接触できない、あるいは接触できても家の中に入れないうために飼育状況が確認できないという事例がありまして、解決することができたとしても、なかなか解決まで時間を要する事例等もございます。このような対応困難な事例につきましては、飼い主さんが普段から接して生活支援を行っているような地域の福祉の関係者の方と、動物愛護管理担当者が連携することによって、飼い主さんと会う機会がふえるなど、事態の改善につながる場合もあるのかなと考えております。そのため、今後は関係機関との連携が円滑に行われるような協力体制を検討していく必要があると考えております。

また、多頭飼育事例の中には、飼い主の意図しない繁殖により頭数が増えてしまう事例もあると思われますので、繁殖制限措置に関する普及啓発をより一層進めていく必要があると考えております。また、飼い主が多頭飼育に係る懸案事項について気軽に相談できる窓口を周知していくということも重要であると考えております。

(2) 多頭飼育者の届出制の検討でございます。今回の法改正により条例で届出制を導入することができるようになったわけですが、この目的としましては、多数の動物の飼養に起因して生活環境上の支障となる事態を未然に防止するために、多頭飼育者を事前に把握する、また、苦情発生時に速やかに対応することなどを目的としてつくられたと聞いております。

仮に条例に基づきまして届出させることとした場合、第一に、届出対象となる動物の種類を規定する必要があります。また、動物の種類ごとに飼い方が異なりますので、動物種ごとに頭数を設定する必要があります。しかしながら、この対象の設定はなかなか困難であると小委員会においてまとめられたところでございます。

「多頭」とは何頭なのかということで、頭数の考え方としましては、「化製場等に関する法律」に係る必要な事項を定めるため、都で「化製場等の構造設備の基準等に関する条例」を整備しておりますが、その条例の規定が一つの参考となります。そちらでは、犬につきましては施設を設けて10頭以上飼養又は収容する場合に、許可を要すると定めているところでございます。この頭数の規程に合わせまして、仮に10頭以上を届出の対象とした場合なのですが、都内での多頭飼育に起因した苦情事例を調査したところ、10頭未満でも多頭飼育問題として行政が対応している事例が2割ほどございました。そうしますと、10頭で線を引いてしまうと、それ未満の頭数で苦情があった際に多頭として把握しておくべきではなかったのかという問題が出てきてしまうということがございます。このように、多頭飼育の「多頭」とは一概に何頭と言うことは難しいところがございます。それではということで、複数頭である2頭以上から対象にするというのも一つの考え方としてあろうかと存じます。2頭以上を届出の対象とした場合なのですが、猫につきましては1世帯当たりの平均飼養頭数が、平成23年度に実施しました飼育実態調査によりまして、約2頭という形になっております。そうしますと、2頭以上で規制した場合には、多くの猫の飼い主が届出の対象となってしまいます。つまり、適正飼養している普通の飼い主まで届出の義務が生じて、過剰な規制になりかねないと考えられます。

多頭飼育による苦情の問題は、飼っている動物の数の問題ではなくて、飼い主が適正に飼養していないことが原因となっております。多頭飼育の届出制を導入することによりまして、多頭飼育自体が悪いというような社会的な誤解が生じるおそれもあるのかなと考えております。

多頭飼育問題につきましては、ごく一部の多頭飼育者が問題になっておりますが、現在の状況としまして、行政で多頭飼育に起因した苦情・相談等を受けることによりまして、苦情の原因となってしまうような多頭飼育をしている方というのは把握することが可能であります。把握した場合には、飼い主への指導が行われていることを先ほど御説明したところでございます。

また、今現在、適正飼養を行っている多頭飼育者の方であっても、病気になったり、あるいは経済的状況によりまして、適正に飼えなくなってしまう可能性もございます。こうした多頭飼育者を事前に把握するために、関係者と連携を円滑に行うことができれば、飼い主情報等を収集し、事前に把握していくことが可能となります。特に、高齢者の方などですと、福祉部署等の方から情報を得ることによって、飼えなくなる前に事前の対応がとれるのかなと考えております。

このようなことから、東京都の現状に鑑みまして、多頭飼育の届出制につきましては、条例を改正して導入する必要はないと考えるというのが小委員会での検討結果になってございます。

次に、23ページに入ります。2 動物取扱業の規制強化に関する取組でございます。今回、法改正によりまして、動物取扱業に対しまして、犬猫等を販売する際の現物確認と対面説明が義務付けられました。また、犬猫等の販売につきましては、出生後56日を経過しない犬猫の引渡し禁止されるなど

規制が強化されています。さらに、第二種の動物取扱業の届出制が創設されます。

新たな規制への対応を含む監視強化につきましては、追加事項の周知徹底と監視項目への追加等により対応しまして、動物取扱業者に改正された法令の遵守を徹底させていく必要があると考えております。また、第二種動物取扱業につきましては、新しい規定であるため、現在の条例等で対応しておりませんので、条例改正により必要な規定整備を行いまして、対象範囲、施設の基準や管理方法を周知していく必要があると考えております。今後、これらの規制強化につきましては、政省令等で具体的なものが示されてくると思いますので、そちらを踏まえながら、監視強化の取組等の方向性を検討してまいります。

3 災害発生時の動物救護体制の充実強化でございます。今回の法改正で、災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策を、動物愛護管理推進計画の中で定めることと規定されました。また、動物愛護推進員の方々の活動として、災害時に行政に協力するようということが追加されてございます。

平成24年11月に東京都の地域防災計画が修正されまして、この中で、「動物の同行避難」に関しまして、区市町村の役割として、避難所において同行避難動物の飼養場所を確保するようということとを明記しております。そのため、区市町村は、災害時にどれくらいの動物が避難してくるかを想定し、事前に体制を整備していく必要があると考えております。

また、現行の推進計画におきまして、災害対策の活動を行っております動物愛護推進員の把握を行っております。今後は、動物愛護推進員の方を含めまして、動物愛護団体等のボランティアや関係機関と連携しました災害発生時の動物救護体制を充実強化していく必要があると考えております。

24ページを御覧いただきたいと思います。4 犬及び猫の引取りでございます。今回、動物愛護管理法の改正により、法第35条に、都道府県等における犬猫の引取り拒否に関する規定、また、引き取った犬猫については返還・譲渡を最大限努力するようという規定が設けられました。

都における所有者からの犬猫の引取りにつきましては、都条例の第21条第1項におきまして、「やむを得ない理由があると認めるときは、これを引き取るものとする」と規定し、要領を定めまして、これに基づきながら運用しております。やむを得ない理由があると認められない場合については、基本的には引取りを行わないというのが現在の都の対応になってございます。また、引き取った犬猫の譲渡につきましては、都条例の第25条第1項におきまして、「その飼養を希望する者で、適正に飼養できると認められる者に譲渡することができる」と規定しております。こちらについても要領に基づきまして運用しているところでございます。

このように、東京都におきましては、犬及び猫の引取り等に係る規定が既に都条例にございまして、また、その運用方法につきましては、改正法の趣旨を先行して定めた内容になっていると考えてございます。

これが、第4のところでございます。この内容を踏まえ、今回の動物愛護法改正に対応していきたいと考えております。

第5 今後の審議についてです。今回、中間報告にまとめました20施策の取組状況と、ただ今御説明しました法改正に伴う新たな課題への対応方針、それに加えて今後国から示されます政省令の改正あるいは基本方針の改定を踏まえまして、今後の動物愛護管理行政への取組の方向性について、本審議会において引き続き御検討いただきたいと考えてございます。

東京都といたしましては、いただいた中間報告を、来年開催する本審議会の基礎資料にさせていただくとともに、法改正に伴う新たな課題につきましては、この報告書に沿って対応してまいりたいと考えております。

すみません。来年本格的に御審議いただく動物愛護管理推進計画の見直しについてですが、資料3の3ページを御覧いただきたいと思います。

こちらに、現在の動物愛護管理推進計画の構成がありますが、資料の左側に、現在の推進計画の骨子

を記載してありまして、五つの主要課題に20の施策がつくられております。その隣に課題ごとに整理した内容を示しております。小委員会で御検討いただいたのですが、今、主要課題1の「飼い主の社会的責任の徹底」の施策として、施策1に「適正飼養の普及啓発の強化」があり、また施策5に「高齢動物の飼養への対応」がございます。施策5の取組をみますと、先ほども御説明しましたが、飼い主の方々への普及啓発が主な対応になってくるのかなと思っております。また、施策13の「高齢者の動物飼養への支援」は、現行推進計画で主要課題3の「地域特性を踏まえた取組の推進」の施策としておりますけれども、動物を飼い始める前の普及啓発で対応することも取組の1つと考えております。

現行の推進計画では、大きな考え方として適正飼養の普及啓発により取組を行っている施策が、各主要課題にそれぞれ入っているつくりとなっているのですが、見直し後の新しい推進計画の中では、こうした取組が同じようなものにつきましては、施策の性格を考慮しながら、まとめていきまして、総合的な施策にしていきたいと考えてございます。

今後改定する推進計画の骨子についての一つの考え方なのですが、資料右側に4つのカテゴリーに分類しているのですが、現在の「飼い主の社会的責任の徹底」と「地域特性を踏まえた取組の推進」を一つにしまして、「飼い主指導・普及啓発」というカテゴリーにしてはどうかと考えてございます。先ほど林会長から推進員の制度周知のお話をいただきましたが、やはり普及啓発は取組の重要な柱になってくると考えておまして、新しい推進計画の中では「普及啓発」を一つのカテゴリーに考えたいと思っております。

次に、現在の「事業者の社会的責任の徹底」につきましては、「動物取扱業等監視指導業務」というカテゴリーにしてはどうかと考えております。「致死処分数減少への取組」でございますが、全ての施策が最終的にはそこに繋がりますので、こちらのカテゴリーにつきましては、「動物の保護管理」というような形で考えていきたいと考えております。「都民と動物の安全確保」につきましては、大きなカテゴリーでいけば、やはり「危機管理対応」になるだろうと考えておまして、新しい推進計画につきましては、「飼い主指導・普及啓発」「動物取扱業等監視指導業務」「動物の保護管理」「危機管理対応」と、こういう4つのカテゴリーに分けて、現在ある施策の見直し、それと、必要に応じて、多頭飼育の適正化などの法改正に伴う新たな課題を新しい施策として盛り込んで対応していきたいと考えております。

こちらを今後の審議会で御検討いただければと考えております。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。

残り時間はあまりありませんけれども、ぜひ今御説明いただいた内容に対して、御意見、御質問をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、山口委員。

○山口委員 犬及び猫の引取りのところなのですが、東京都では既に「やむを得ない理由があると認めるときは」という文章を入れていただいて、それは、もっときちんと飼えるぞと思った動物については引き取らないということが既にされているわけですが、実は東京都ではございませんけれども、某自治体が断った動物は、その隣の自治体に連れて行かれているみたいなお話があったりしているものですから、その辺のことをきちんと、飼えるよと思った動物についての適正な飼養管理に対する指導及びフォロー、指導というよりアドバイスですかね、その辺のところを適切にさせていただかないと、どこかに捨てられたり、あるいは飼い殺しと申しますか、そのまんま家の中で放置されているという状態になりかねないので、その辺のフォローをどういう仕組みでできるかということも大切かなというふうに思うのですが。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 今現在も、単に拒否するだけではなく、拒否するにあたりましては、「ちゃんと新しい飼い主を探してくださいね、そういう努力をしてください」ということをお話してお

ります。

しかし、どうしても、新しい飼い主になってくれる人が見つからない場合、本来ですと引き取る理由がないかもしれないのですが、そのままでは遺棄につながってしまう可能性のある方や、動物福祉の点から早めにお引き取りした方が良いような状況が生じていることも事例によってはあるかと思えます。そうした場合は、やむを得ない理由があるとみなして、引取りを行っています。ですので、条件に合致しなければ絶対引き取らないという対応をとっているのではなく、それぞれそのケースによりまして、現場で対応をしているという状況でございます。

ただ、とは言いましても、基本的には終生飼養が原則になりますので、どんな理由があつたにせよ、飼い主の方が途中でそれを投げ出して、東京都で動物を引き取る場合には、致死処分の可能性も示唆した上で引き取るという対応をしております。飼い主責任については十分に認識を持っていただくことが重要と考えて、指導をしております。

○山口委員 それから、飼い続けるということになったときのアドバイスと申しますか、適切な飼育のアドバイスもされているわけですか。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 しております。

○林会長 おそらく、かなり多様なケースがあつて、動物愛護相談センターではいろんな経験を蓄積されていると思うのですが、私もその点について事務局に確認したところ、アドバイスもされているということで、今もやっていることを今後もきちんとやっていただくということになるのだらうと思えますけれども。

ほかにいかがでしょう。

○東海林副会長 一つ、新たな視点の追加を御検討いただければと思っております。今回はちょっと無理かなと思うのですが、御検討だけでも、というお願いです。

それは、例示的に言いますと、中間報告案にもありましたけれども、都市公園の中で、犬の飼い主サービスの一環で、ドッグランの整備というのを東京都さんも積極的にやられ始めていますよね。こういった視点で、動物愛護管理の申しますか、ペットの申してもいいのですけれども、都市構造というものをどういうふうに考えているのか。あるいは、ペットインフラと申してもいいのですけれども、そういったものを東京都としてどう考えていくのかという視点でもって少し施策を見直すと、また新たな展開が開けてくるんじゃないかなというように思います。

例えば、児童公園というのは適正配置も考えながら東京都内にいろいろやっていますよね。そういった意味では、飼い主対策といった意味でも、ドッグランの施設基準を設けるのはもちろん、それから管理運営の仕方というソフト面を整備していくのももちろんなのですけれども、いわゆる適正配置といったような観点から、ペットインフラと申しますか、都市構造そのものを見直していくということも必要になってくるんじゃないかなと思うんですよね。ドッグランだけじゃなくて、そういうふうに視点を変えたと、やっぱり都市のつくり方が悪いと、いくら犬や猫をうまく飼いたくても飼えないというような状況も、それは建ぺい率の問題であつたり、歩道の幅員の問題であつたり、あるいは舗装路の問題だったり、いろいろあると思うのですけれども、そういった感じで、ちょっと違った視点から施策を眺めなおしていただくと、またおもしろい展開が開けるんじゃないかなと思います。

それから、手短かに申し上げますけれども、そういった意味では、現在、首都圏では新築マンションの9割がペット共生マンションになってきているのです。ここ10年、本当に10%、20%が90%になっているような状況なんですよ。それから観光業界でも、ペットツーリズムというものが、小田急、藤田観光、西武ホールディングス、大々的に力を最近入れ始めています。ということで、交通手段、飛行機、それから鉄道ですよ。それから、ホテル、いろんなものの中でペットがかかわってきますので、多分今までの行政事業の範囲だけでは対応できないようないろんな問題が、あるいは課題というものが出てくるんじゃないかと思えます。

今までは、何か虐待のような、意外とネガティブな問題に対するモグラ叩きのような行政が中心だったように思うのですが、やはり成熟してきました、それがポジティブといいますか、その結果としてかなり裾野が広がってきていると思うんですね。というところをお願いしたいと思います。

それから、あと1点だけ、動物愛護管理センターについてです。やっぱり東京都さんが並みいる自治体のリーダーシップをとられて、いろいろと自治体の行政をやられてきていますから、動物愛護管理センターの模範といいますか、プロトタイプといいますか、そういったものを、何か東京都さんが次の中で考えていただけないかなというようなお願いと、それから、災害対策はもちろん大事なのですが、一番心配なのは首都直下型地震ということになります。そうすると、今東京都さんの動物愛護管理センターがあるところが被災する、あるいは、ボランティアで、東京に本部を置くナショナルベースの愛護団体が4つほどありますけれども、そこも被害を受けるので、今までのような救援活動はできないということになるんですね。そういったようなリスク対策も少し考えていただければなというお願いでございます。

○林会長 ありがとうございます。

昔から言われていることですが、ガンジーが言いましたように、動物に対する態度でその国の民度ををはかることができると。東京都はやっぱりその先頭に立っておられると思うんですね。おそらく私が生きている間には無理だと思いますが、今ドッグランをはじめとする、動物との共生公園をどう配置していくかということも、ぜひ長期的な視野で考えてもらいたいと思います。例えば、都営住宅は率先して動物と一緒に住める住宅にしてもらいたいとか、それから、都営バスは率先して動物と一緒に乗れる公共交通機関にしてもらいたいとか。これはおそらく5年や10年じゃ、なかなか実現しないかもしれませんが、ぜひそういう目標は持ってもらって、東京都こそ動物と一緒に暮らせる町にするというか。

それから、小松委員がさっきおっしゃったように、高齢者に対する動物の効果というのは、ますますよくわかってきているということがあります。高齢者の方、これまでは子供たちに対するものが主体でしたが、高齢者に対する動物の貢献度は非常に高いなと私も実感していますので、ぜひ、そういう長期的な視野の中で、今度の計画をどうするかというような感じでやっていただくと、大変ありがたいかなと思うのですが。

いかがでしょうか。御意見をぜひいただきたいと思うのですが。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 なかなか高いハードルを設けていただきましたが、東海林委員の視点につきましては、正直申し上げて、恥ずかしながら、私も今まで持っていなかったことが多くありましたので、新しい視点を踏まえながら、審議会の中で御検討いただきたいと思っております。ただ、林会長もおっしゃっていましたが、なかなかすぐに答えが出るものではないと思われまます。そういうものについては、推進計画の施策ではなく今後の行政展開の考え方、あるいは今後の視点みたいな形で盛り込む等、何らかの形を審議会の中で御検討いただきたいと思っております。

○林会長 よろしいでしょうか。

もし、御意見がないようでしたら、これで皆様の意見をさらにまとめて、本審議会の中間報告としたいと思いますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○林会長 ありがとうございます。

それでは、審議会の中間報告は、さらにブラッシュアップさせてまとめさせていただきます。

今日の議題はここまでですけれども、委員の皆様、事務局から、何か追加でございますか。いかがでしょう。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 事務局から、今後のスケジュールについて御説明させていただきたいと思えます。

資料4を御覧いただきたいと思います。

今後の審議会の開催についてですが、本日第2回の審議会ということで、中間報告をまとめていただきました。資料の上段を見ていただきたいのですが、今後の国の動きとしまして、政省令改正の第1回目が12月に予定されております。省令改正の第2回目が平成25年の3月。さらに、平成24年度中に国の基本指針が改定される予定と聞いております(平成24年12月21日 中央環境審議会動物愛護部会において、今後のスケジュールについて、政省令改正等スケジュールの後倒しが公表された。)。これらが出ました後に、今回の中間報告を基礎資料としまして、推進計画の具体的な施策の検討を審議会ですでにいただきたいと考えております。

具体的なスケジュールとしまして、資料の下段になりますけれども、平成25年度に入りまして5月の中旬以降に小委員会を開催し、具体的な施策を御検討いただければと存じます。その検討結果を受けまして、7月ごろを目途に第3回の審議会を開きまして、答申案の審議をいただきたいと考えております。そこでいただきました答申の案文につきまして、パブリックコメントにかけまして、そのパブリックコメントを踏まえまして、8月中旬頃に小委員会で御検討いただき、第4回の審議会、平成25年の10月頃に本審議会の答申をいただきたいと考えております(政省令改正及び基本指針改正スケジュールの変更に合わせて後倒し予定)。

先ほども申し上げましたが、改正法の施行は、平成25年の9月1日を予定されております。そちらに合わせて、東京都の条例も改正し、施行日を同一にしていける必要があるのですが、予定としましては、第2回定例会に条例改正案を提出したいと考えております。

国の示す基本指針を踏まえて改定する必要があります動物愛護管理推進計画につきましては、本審議会から平成25年10月頃に答申をいただきまして、その答申等を踏まえ、平成26年3月までに改定しまして、平成26年4月から新しい動物愛護管理推進計画に基づいた動物愛護管理行政を推進してまいりたいと考えております。

これが、今後のスケジュールになります。

今後の審議事項や検討内容につきまして、また、本日御審議いただきました中間報告の内容につきまして、本日は短い時間の中、御審議をいただいておりますので、後日、御意見・御提言がございましたら、事務局まで御連絡いただければと存じます。本日委員の皆様のお手元にお配りしております事務局名簿の下のところに、連絡先がございますので、こちらまで、よろしくお願いたします。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。

ただ今の、事務局からの御説明に何か御質問、御意見はありますか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○林会長 はい。ありがとうございます。

それでは、本日の審議会はこれをもって終了いたします。進行を事務局にお返しいたします。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 林会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様におかれまして、本日、長時間にわたり御審議いただき、どうもありがとうございます。

委員の皆様からいただきました御意見を基にまとめました中間報告につきましては、後日、皆様のお手元にお送りさせていただきたいと考えております。

この中間報告を踏まえまして、東京都における今後の動物愛護管理行政につきまして、引き続き御検討をしていただきたいと思いますと思っております。

それでは、これで閉会といたします。どうもありがとうございました。

(午後3時37分 閉会)